

論点整理と施策の方向性に係る補足資料

内閣府 地域科学技術施策WG事務局

地方自治法施行令等(抄)

○地方自治法施行令

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により**随意契約**によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(略)

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が**新商品として生産する物品**を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、**買い入れる契約**をするとき。

(略)

○地方自治法

第二百三十四條 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、**随意契約**又はせり売りは、**政令で定める場合に該当するときに限り**、これによることができる。

(略)

○地方自治法施行規則

第十二條の三の二 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該**新たな事業分野の開拓の実施に関する計画**(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて**確認**するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る**新商品が、既に企業化されている商品とは通常**の取引において若しくは社会通念上**別個の範疇に属するもの**又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

一 新商品の生産の目標

二 新商品の内容

三 新商品の生産の実施時期

四 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

(略)

中小企業者に対する国等の契約の方針(抄)

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年6月30日法律第97号)

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

第4条 国は、**毎年度**、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、**中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成**するものとする。

2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国については財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長、日本郵政公社又は公庫等については当該法人を所管する大臣をいう。以下同じ。)と協議して**前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。**

(略)

○平成19年度中小企業者に関する国等の契約の方針(平成19年6月22日閣議決定)

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

(10) 地方支部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図り、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進するとともに、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第2条第2項に規定する**地域産業資源を活用した物件又は役務の調達を可能な限り促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。**

(略)

(12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、**技術力のある中小企業者の受注機会(公共事業を除く。)の拡大を図るため**、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 国等は、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置について、これまでの実施状況を取りまとめて公表し、これを踏まえて当該拡大措置の一層の活用に努めるものとする。
- (イ) 国等は、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに、その受注機会の増大を図るものとする。なお、技術力の評価に際しては、中小企業技術革新制度における技術開発補助金等の交付先中小企業のデータベースの活用など、客観的評価に努めるものとする。
- (ウ) 国等は、中小企業技術革新制度において採択された中小企業者の技術を評価する施策、研究開発の成果についての展示会や様々な機会を捉えた紹介による事業化の促進を図る施策等と連携し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(略)

(13) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置

国等は、**新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性**にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会(公共事業を除く。)の増大を図るよう**特段の配慮に努めるものとする。**国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る入札参加資格のあり方の検討を行うものとする。

(略)

公共調達 の 適正化 について (抄)

○ 会計法 (昭和22年3月31日法律第35号) 最終修正 : 平成18年6月7日法律第53号

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、**公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。**

○2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

○3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

○4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

○5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

(略)

○ 公共調達 の 適正化 について (財計第2017号平成18年8月25日)

1 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

競争入札に付する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

① 競争参加資格の設定

イ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条に定める**競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること。**

ロ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと。

(略)

背景

◆H16 IT関連事業の多重委託問題
分割少額随意契約問題 等

- 財務省通知(H17. 2)
 - ・随意契約の公表基準を引下げ
⇒少額(委託契約の場合100万円)を除き、契約相手先、契約金額、理由等をHPで公表
 - ・一括再委託の禁止、再委託の承認制

◆H17.6 橋梁談合問題(国土交通省・旧道路公団)

- 総理指示(官製談合防止法の改正等)
- 公共工事の入札契約の改善に関する関係省庁連絡会議設置(H17.12)

◆H18.1～2 防衛施設庁官製談合問題
防衛施設技術協会、建設弘済会等との随意契約問題

- 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議設置(H18.2)
- 公共調達の適正化に向けた取り組みについて(H18.2)
 - ・公共工事 ⇒ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充
 - ・随意契約 ⇒ 緊急点検の実施、随意契約の情報公開の充実



公益法人等との随意契約の適正化について(H18. 6)

- 【随意契約見直し計画の策定】
 - ・公益法人等との随意契約を見直し、約7割(金額)を一般競争入札等に移行
- 【今後の課題】
 - ・公益法人等以外の者との随意契約も同様の考え方で年内に見直し
 - ・情報公開の一層の充実
 - ・調達に関する問合せの総合窓口を各府省に設置 等

公共調達の適正化について(財務大臣通知)

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

- 【競争入札】
 - 競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行う範囲に限る。
 - 研究開発、調査研究及び広報等の調達について、総合評価方式による一般競争入札の導入を推進 等
- 【随意契約】
 - 契約の相手方が法令等により明確に特定されるもの等を除き、一般競争入札等に移行
⇒行政補助的な業務、調査研究、リース等について、一般競争入札(総合評価方式を含む。)等に移行

2. 再委託の適正化を図るための措置

- 一括再委託の禁止
- 再委託の承認
- 履行体制の把握 等

3. 契約に係る情報の公表

- 公表対象を競争入札まで拡大、公共工事を含む契約全般の情報の一覧性を向上⇒少額を除き、契約を一覧表にして全て公表
- 【公表を拡充した項目】
 - ・予定価格
 - ・落札率
 - ・所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数 等

4. 公共調達に関する問合せの総合窓口を各府省に設置

5. 内部監査の実施

- 随意契約を重点的に監査
- 内部監査の実施状況の把握 等

6. 契約に関する統計の作成

- 契約に係る統計を毎年度作成(18年度以降)
 - ・契約件数及び契約金額に関する統計
 - ・随意契約に関する統計